

新潟県立新潟向陽高等学校 修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立新潟向陽高等学校 令和8年度入学生修学旅行事業委託

(2) 修学旅行の目的

本事業は、平素とは異なる生活環境において、団体行動を通して友情を深め、協調性や自主性、責任感を養成するとともに、歴史や伝統文化が果たした役割を認識し、その現代的なあり方について考えることで、生徒の学ぶ意欲を高めることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月末日まで（該当年次の修学旅行実施年度末）

(4) 参加人数（予定）

208名（生徒200名、引率教員8名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立新潟向陽高等学校 修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※1人あたり12万円程度

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること
- (4) 過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年2月16日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 質問受付

- (1) 募集要領・委託仕様書の内容についての質問の受付・問合せについて
本募集要項送付後から 2月24日（火）まで
- (2) 回答について：隨時または後日電話・ファックス・電子メールにて回答
- (3) 問合せ先：令和8年度入学生 修学旅行担当 鶴巻 昌洋

4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

- (1) 参加申込
 - ア 提出書類 各1部
 - (ア) 別紙様式1 「参加申込書」
 - (イ) 別紙様式2 「会社概要」
 - (ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」
 - イ 申込み期限：令和8年2月16日（月）15時（必着）
 - ウ 申込み先：問合せ先に同じ（修学旅行担当 鶴巻 昌洋 あて）
 - エ 方法：持参、郵送、ファックス
- (2) 提案資格の確認結果の通知 資格なしと判断された場合以外は通知しない。

5 企画提案書作成要領

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書 10部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載すること。）
 - (ア) 基本的な考え方
 - ① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針
 - (イ) 実施体制
 - ① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制
 - ② 添乗員の実績及び体制
 - (ウ) 行程
 - ① 交通手段
 - ② 宿泊施設の概要、安全性
 - (エ) 事前・事後研修、現地研修
 - ① 研修の内容やねらい、効果
 - ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等
 - (オ) 安全管理
 - ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
 - ② 保険の内容

イ 見積書 10部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること
(様式任意)

◎上記(1)ア、イの事項について、別紙「委託仕様書」の内容とともに、具体的に記載すること。

(2) 提出期限

ア 期 限：令和8年3月10日（火）15時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ（修学旅行担当 鶴巻 昌洋 あて）

ウ 方 法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 提案書：ページ数には制限は無いが、見やすくわかりやすくすること

イ 参加者は1つの提案しかできないこと

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

6 ヒアリング(プレゼンテーション)の実施

(1) 実施の有無：提案者に対しては、提案内容のヒアリング(プレゼンテーション)を実施する。

(2) 日時/場所：〈日時〉令和8年3月13日（金）14時～
〈場所〉本校 3階 会議室

(3) 実施方法：各社説明10分・質疑5分予定(スクリーン・プロジェクター使用可)

(4) 詳 細：各社のヒアリング日時は、別途連絡する。会場等の変更がある場合も別途連絡する。

7 審査要領

(1) 審査方法

次の(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
事業目的	① 事業目的を適切に理解しているか。 ② 生徒の安全を第一に考えた内容を提示しているか。	10
行程	① スムーズで無理の無い行程であるか。 ② 負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③ 行先や日程の変更に対して柔軟な対応が可能か。	15
現地研修	① 研修内容が具体的で生徒の実態に即したものか。 ② 研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③ 研修内容に偏りがなく、多様な経験ができるものとなっているか。 ④ 創意工夫がなされ、特色のある提案となっているか。 ⑤ 添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分である	25
事前・事後研修	① 現地研修につながる内容となっているか。 ② 創意工夫がなされ、特色のある提案となっているか。	10
安全	① 緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ② 宿泊施設等の安全性は確保されているか。（感染症対策含む） ③ 保険の内容は十分なものとなっているか。	15
旅行代金の取り扱い	① 旅行代金の納入方法及びその手続き、不参加時の返金条件、旅行業者倒産時等の補償等が適切である。	5
費用	① 事業目的を達成しつつ保護者の負担を考慮した価格となっているか。	5
計		85

※配点は審査委員 1名当たり

8 審査結果の通知

- (1) 審査結果 提案者それぞれに文書により通知する。
 (2) 通知期日 令和8年3月18日（水）頃 ※期日より遅くなることもある。

9 日 程

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 参加申込期限 | 2月16日（月）15時まで |
| (2) 委託仕様書について質問等 | 2月24日（火）まで |
| (3) 企画提案書の提出 | 3月10日（火）15時まで |
| (4) ヒアリング（プレゼンテーション） | 3月13日（金）14時から |
| (5) 審査結果通知 | 3月18日（水）頃 |

10 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 問合せ先

〒950-0121 新潟県新潟市江南区亀田向陽4-3-1

新潟向陽高校 令和8年度入学生 修学旅行担当 鶴巻 昌洋

電話番号：025-382-3221

FAX：025-381-1831

E-mail：tsurumaki.masahiro@nein.ed.jp

12 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
 - エ 本要領中1(6)の見積限度額を大幅に超えた見積額を提案した者

